

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県太田市大原町78番地1
氏名 株式会社群桐産業
代表取締役 山口 博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和元年 5月16日
許可の有効年月日 令和 6年 5月15日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害燃え殻(ｶﾞﾞﾞﾞﾞ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾞﾞ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、
ﾀﾞｲｷﾞﾞ類を含むものに限る。)、特定有害汚泥(水銀又はその化合物、ｶﾞﾞﾞﾞ又はその化合物、鉛又はその化合物、
有機燐化合物、六価ｸﾞﾞ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、ﾄﾘｸﾞﾞ、ﾄﾞﾗｸﾞﾞ、ｼﾞｸﾞ、四塩化炭素、
1,2-ｼﾞｸﾞ、1,1-ｼﾞｸﾞ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾞ、1,1,1-ﾄﾘｸﾞﾞ、1,1,2-ﾄﾘｸﾞﾞ、1,3-ｼﾞｸﾞ、
1,3-ｼﾞｸﾞ、
1,3-ｼﾞｸﾞ、
1,4-ｼﾞｸﾞを含むものに限る。)、特定有害廃油(ﾄﾘｸﾞﾞ、ﾄﾞﾗｸﾞﾞ、
ｼﾞｸﾞ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾞ、1,1-ｼﾞｸﾞ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾞ、1,1,1-ﾄﾘｸﾞﾞ、1,1,2-ﾄﾘｸﾞﾞ、
1,3-ｼﾞｸﾞ、
1,4-ｼﾞｸﾞを含むものに限る。)、引火性廃油、特定有害廃酸(水銀又はその化合物、
ｶﾞﾞﾞﾞ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾞﾞ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、
ﾄﾘｸﾞﾞ、ﾄﾞﾗｸﾞﾞ、ｼﾞｸﾞ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾞ、1,1-ｼﾞｸﾞ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾞ、1,1,1-ﾄﾘｸﾞﾞ、
1,1,2-ﾄﾘｸﾞﾞ、1,3-ｼﾞｸﾞ、
1,4-ｼﾞｸﾞを含むものに限る。)、腐食性廃酸、特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、ｶﾞﾞﾞﾞ又はその化合物、
鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾞﾞ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、ﾄﾘｸﾞﾞ、ﾄﾞﾗｸﾞﾞ、
ｼﾞｸﾞ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾞ、1,1-ｼﾞｸﾞ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾞ、1,1,1-ﾄﾘｸﾞﾞ、1,1,2-ﾄﾘｸﾞﾞ、
1,3-ｼﾞｸﾞ、
1,4-ｼﾞｸﾞを含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ、特定有害銻さい(水銀又はその化合物、ｶﾞﾞﾞﾞ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾞﾞ化合物、
砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、特定有害ばいじん(ｶﾞﾞﾞﾞ又はその化合物、
鉛又はその化合物、六価ｸﾞﾞ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ｼﾞｸﾞ、
ﾀﾞｲｷﾞﾞ類を含むものに限る。)、感染性産業廃棄物、
廃ポリ塩化ビフェニル等(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)、
ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)、
ポリ塩化ビフェニル処理物(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。) 以上107種類

※低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは、「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」

(平成18年7月26日環境省告示第98号)第2項第1号から第3号までに掲げる、廃棄物の処理及び清掃に関する
法律施行規則第12条の12の14の環境大臣が定める産業廃棄物のことをいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。) 該当なし

NO COPY

再複写禁止

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 5月16日 新規許可
令和 2年 5月25日 代表者の変更届による書換
令和 4年 9月 8日 代表者の変更届による書換

5. 積替え許可の有無 無
市名 -

許可番号 -

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有